

要 望 署 名

大阪高等裁判所第3刑事部 殿

記

戸田久和（ひさよし）門真市議会議員（「政治資金規制法違反」事件被告）が、「公民権停止」処分をもって、門真市議会から追放されることのないように要望します。

- 一. 戸田議員は、市役所内議員控室で、市職員から05年12月市議会に向けた議案説明を受けている最中に逮捕され、「接見禁止処分」のまま3ヶ月にもおよぶ長期勾留を受けました。他の同法違反事件と比して、「違法な献金」とされた金額の少なさをも考慮すると、極めて特異な、前代未聞の事態です。「法の下の平等」に著しく反しています。
- 二. 戸田議員は、「虚偽記載」の容疑について、あまりの多忙さゆえに犯した「過失」「記載漏れ」と素直に認め、大いに反省しています。逮捕の状況（直前の事務所家宅捜索状況も）がテレビで放映され、新聞等で大々的に報道されました。その後の長期勾留も考えるならば、市議会議員として十二分な「社会的制裁」を受けています。
- 三. 戸田議員は、門真市政と市議会の刷新・改革、市民の生活と権利を守るための議員活動を、圧倒的多数の市民から支持され、市議会議員としての負託を受けた議員です。そして多くの実績を積み重ねてきています。戸田議員が議員としての職を剥奪されることは、門真市民と私たちにとって多大な損失です。

以上

2006年 月 日

関西生コン労組弾圧とたたかう戸田ひさよし門真市議を支援する会

（呼びかけ／中西とも子・箕面市議、井奥まさき・高砂市議、森田みつじ・高槻市議）

〒530-0043 大阪市北区天満3丁目1-11 反戦・福祉議員ネット内

TEL/FAX: 06(6352)3696 E-mail: todashien@yahoo.co.jp

氏 名	住 所